

事 務 連 絡
令和元年 12 月 11 日

公益社団法人日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組について

標記について、別添のとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あて事務連絡を発出いたしましたので、貴団体におかれましても、御了知いただくとともに、関係者に周知をお願いいたします。



事務連絡
令和元年12月11日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組について

医療機関における画像診断報告書等の確認不足を防止するため、これまで、「画像診断報告書等の確認不足に関する医療安全対策について」（平成29年11月10日付け医政局総務課医療安全推進室事務連絡）及び「画像診断報告書等の確認不足に関する医療安全対策について（再周知のお願い）」（平成30年6月14日付け医政局総務課医療安全推進室事務連絡）により注意喚起を図ってきたところです。

しかし、その後も公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する医療事故情報収集等事業において同種の事案報告が続いており、一般社団法人日本医療安全調査機構においても平成31年4月に医療事故の再発防止に向けた提言第8号「救急医療における画像診断に係る死亡事例の分析」が公表されました。

こうした状況を踏まえ、今般、平成30年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）による「医療安全に資する病院情報システムの機能を普及させるための施策に関する研究」において取りまとめられた研究報告書（別添1）より、今後、画像診断報告書等に記載された重要所見の見逃しを防止するために留意して頂きたい組織的な対応について、下記のとおり整理しました。なお、この組織的な対応については日本学術会議臨床医学委員会放射線・臨床検査分科会から令和元年9月に公表された「CT検査による画像診断情報の活用に向けた提言」（別添2）においても言及されております。また、医療機関において工夫されている取組についても、あわせて情報提供いたします。

つきましては、貴管下の医療機関、関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

記

- ・ 報告書に記載された緊急度の高い所見や重要所見を受けて必要な対応がとられるためには、組織的な伝達体制や確認体制を構築することが推奨される。

- 具体的には、診断結果の説明を担当する医師が重要所見を認知しやすくするための通知方法の工夫や報告書の未読・既読の管理、更には、その後適切に対応されたかを組織的に確認できる仕組みが構築されることが望ましい。

(参考) 医療機関において工夫されている取組の紹介

- 画像読影医が緊急度の高い所見を指摘した場合、検査依頼医に電話するとともに、報告書を検査依頼医が所属する診療科の責任者に送付する。
- 患者自らが結果をいつ聞くことができるかを主治医に確認するように促す等、患者の参画を図る。
- 画像診断や病理診断を専ら担当する医師が診断を行った場合、その診断結果が確実に患者へ伝わるよう、説明を担当する医師はその結果を丁寧にわかりやすく患者に説明し、その旨を診療録に記載する。